

4. 小型家電リサイクルにおけるその他の実施状況

(1) 個人情報が含まれる小型家電への対応 (C-2)

① 個人情報が含まれる小型家電への対策の有無

表 73 は、携帯電話やパソコンなど、個人情報が含まれている小型家電を回収した場合の対策の有無についてまとめたものである。36 団体から回答があり、何らかの対策を行っている団体が 22 団体 (61%)、特に対策を行っていない団体が 12 団体 (33%) という結果であった。

表 73 個人情報が含まれる小型家電への対策の有無 N=36

個人情報を含む場合の対策の有無	団体数
有	22
無	12
検討中	2

② 個人情報が含まれる小型家電への対策の具体的な内容

表 74 は、個人情報が含まれる小型家電に対する具体的な対策の内容について回答をまとめたものである。鍵の掛かるボックスでの回収、鍵の掛かる部屋での保管、および、破砕機や穿孔機による物理的な破壊などにより個人情報を保護しているという回答があった。

表 74 個人情報が含まれる小型家電への対策

回収されたすべての携帯電話に専用の破砕機で穴を開け、情報漏洩を防止している。
個人情報の消去を周知。
拠点回収では、排出者の目の前で穿孔処理している。
携帯電話回収ボックスは人目のある場所に設置し、盗難防止のかえしと鍵を付けている。
パソコンは回収対象外としている。
市民の要望に応じて市職員が穴あけパンチで壊している。
メディア破砕機による情報の保護。
個人情報が含まれる製品は鍵のかかる部屋に保管。

(2) 小型家電に含まれる乾電池取り外し作業

① 乾電池の取り外し (C-3)

ア. 乾電池取り外し作業の有無

表 75 は、小型家電に入っている乾電池を取り外す作業の有無についてまとめたものである。回答のあった 39 団体のうち、「有」が 19 団体 (49%)、「無」が 20 団体 (51%) という結果となった。

表 75 小型家電中の乾電池取り外し作業の有無 N=39

乾電池取り外しの有無	団体数
有	19
無	20

イ. 乾電池取り外し作業の実施者

表 76 は、乾電池取り外し作業が有ると回答した 19 団体 (表 75 「有」参照) における乾電池取り外し作業の実施者についてまとめたものである。職員のみで実施している団体は 4 団体 (21%) であり、10 団体 (79%) が委託を行っているという結果であった。

表 76 小型家電中の乾電池取り外し作業の実施者 (19 団体による複数回答)

実施者	団体数
職員のみ	4
委託のみ	10
職員および委託	5

ウ. 取り外し後の乾電池の処理方法

表 77 は、取り外し後の乾電池をどのように処理しているのかについての自由記述による回答をまとめたものである。処理業者に委託するという団体が多かった。

表 77 取り外し後の乾電池の処理方法

処理業者に委託。
乾電池回収BOXへ投入。
広域委託処理。
有害ごみとして処分。

②二次電池の取り外し（C-4）

ア．二次電池取り外し作業の有無

表 78 は、小型家電に入っている二次電池を取り外す作業の有無についてまとめたものである。回答のあった 39 団体のうち、「有」が 17 団体（44%）、「無」が 22 団体（56%）という結果となった。

表 78 小型家電中の二次電池取り外し作業の有無 N=39

二次電池取り外しの有無	団体数
有	17
無	22

イ．二次電池取り外し作業の実施者

表 79 は、二次電池取り外し作業が有ると回答した 17 団体（表 78 「有」参照）における二次電池取り外し作業の実施者についてまとめたものである。職員のみで実施している団体は 3 団体（18%）であり、9 団体（82%）が委託を行っているという結果であった。

表 79 小型家電中の二次電池取り外し作業の実施者 N=17

実施者	団体数
職員のみ	3
委託のみ	9
職員および委託	5

ウ. 取り外し後の二次電池の処理方法

表 80 は、取り外し後の二次電池をどのように処理しているのかについて、自由記述による回答をまとめたものである。処理業者に委託するという団体が多かった。

表 80 取り外し後の二次電池の処理方法

処理業者に委託。
小型家電として売却。
一般社団法人 JBRC へ引き渡し。
乾電池回収BOXへ投入。

(3) ストック時の盗難防止 (C-5)

① 小型家電ストック時の盗難防止策の有無

表 81 は、回収した小型家電を保管しておく際に、盗難防止対策の有無についてまとめたものである。回答のあった 38 団体のうち、22 団体 (58%) が何らかの対策を実施しているとの結果となった。

表 81 小型家電ストック時の盗難防止策の有無 N=38

盗難防止策の有無	団体数
有	22
無	16

② 小型家電のストック方法

表 82 は、小型家電を保管しておく際の具体的な方法について自由記述による回答をまとめたものである。保管施設の出入り口に施錠している、シャッターのある倉庫に保管しているという回答があった。

表 82 小型家電のストック方法

環境センター内のコンテナにシートをかぶせている。
施設敷地の内扉の施錠で対応。
防犯センサー等による施設の警備を委託。
シャッター付のヤードに保管。
携帯電話は、携帯電話機のみでまとめ、鍵のかかる施設で保管している。
職員等による巡回および施錠管理。
ボックス (カギ付)。
携帯電話、PHS は施錠式ロッカーにて保管している。

(4) 回収に係る住民負担(手数料)(C-6)

①小型家電回収にかかる住民負担(手数料)の有無

表 83 は、小型家電回収において、住民が処理手数料などを負担しているのかどうかについてまとめたものである。回答のあった 39 団体のうち、「有」と回答したのが 12 団体 (31%)、「無」と回答したのが 27 団体 (69%) であった。

表 83 小型家電回収に係る住民負担(手数料)の有無

N=39

住民負担(手数料)の有無	団体数
有	12
無	27

②小型家電回収に係る手数料

表 84 は、小型家電回収に係る手数料の具体的な内容をまとめたものである。

表 84 小型家電回収に係る手数料

粗大ごみとして出す場合 1 点 525 円 (平成 26 年 4 月から 540 円)。
200 円/10kg (直接持ち込み時)。
粗大ごみは施設への直接持ち込み 150 円/10 kg、個別回収は運搬費 500 円+品目毎の料金。
「燃やさないごみ」として集積所に出す場合、指定ごみ袋が有料。直接持ち込みの場合は搬入手数料。
50kg 以下は無料、50kg 超えた部分につき 10 円/10kg。
概ね 50cm を超える品目の収集については「粗大ごみ」として手数料を徴収している。直接持ち込みの場合は 50kg までは無料、50kg を超えた部分につき 100 円/10kg。
不燃ごみの直接持ち込みの場合は 50 円/10kg。
品目によって 1 個あたり 400~1,600 円。直接持ち込みは原則半額。
直接持ち込みで 50kg を超えた場合は、100 円/10kg。
直接持ち込みで総重量 (小型家電以外も含む) が 50kg 以上の場合は 250 円。以降 50 円/10kg。
直接持ち込み時に処理手数料として 100kg まで 400 円、10kg 増ごとに 40 円の加算。